

## 尼崎市特別職報酬等審議会に係る傍聴の取扱いについて

### (傍聴人の定数)

- 1 傍聴人の定数は10人とする。

### (傍聴の手続き)

- 2 傍聴人に対しては、所定の入口で自己の住所及び氏名を傍聴人名簿に記入させるものとする。
- 3 傍聴の受付は会議開催予定時刻の20分前から先着順で行い、定員になり次第、受付を終了する。

### (傍聴することができない者)

- 4 酒気を帯びていると認められるものその他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められるものは傍聴することができない。

### (傍聴人の守るべき事項)

- 5 傍聴人は次の事項を守らなければならない。
  - (1) 静粛を旨とし、けん騒にわたる行為をしない。
  - (2) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
  - (4) その他会議の妨害となるような行為をしないこと

### (写真等の撮影及び録音等の禁止)

- 6 傍聴人は、写真等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

### (係員の指示)

- 7 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

### (違反に対する措置)

- 8 傍聴人がこの取り扱いに反する行為を行ったときは、会長はこれを制止し、その求めに応じないときは、その応じないものを退場させることができる。

### 付 則

この要綱は、令和6年12月3日から施行する。